

○建築基準法施行令第三百三十六条の九第一号の規定に基づく高い開放性を有する構造の建築物又は建築物の部分

(平成五年六月二十二日)

(建設省告示第千四百二十七号)

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十六条の九第一号の規定に基づき、高い開放性を有する構造の建築物又は建築物の部分を次のように定める。

- 一 壁を有しない建築物
- 二 次に掲げる基準に適合する建築物又は建築物の部分
 - イ 建築物又は建築物の部分の常時開放されている開口部の面積の合計が、その建築物又は建築物の部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これらに類するものがある場合においては、その端。以下同じ。）で囲まれた部分の水平投影面積の六分の一以上であること。
 - ロ 高さが二・一メートル（天井面又ははりの下端が床面から二・一メートル未満の高さにある場合は、その高さ）以上の常時開放された開口部の幅の総和が外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計の四分の一以上であること。
 - ハ 建築物又は建築物の部分の各部分から外壁の避難上有効な開口部に至る距離が二十メートル以内であること。

附 則

この告示は、平成五年六月二十五日から施行する。